

国民民主党第5回定期大会
2025年2月11日 於 東京

議案書

2025年度活動方針

「手取りを増やす。」

つくろう、
新しい答え。



付属資料

2024年度活動報告

2024年度決算（仮）

2025年度予算（骨格）

規約

2025 年度活動方針：

「手取りを増やす。」

2024 年、大手では 5% を超える高水準の賃上げが実現し、長期低迷してきた日本にも明るい兆しがようやく見えてきました。一方で、「給料が上がったけど手取りが増えない」という声を多くの方々からいただきました。賃上げしても手取りが増えなければ消費は拡大しません。手取りを増やして消費を拡大し、売上げを増やし、さらなる賃上げへとつなげていく経済の好循環を起こさなければなりません。

そこで、国民民主党は、2024 年 10 月 27 日実施の第 50 回衆議院議員総選挙において、「手取りを増やす。」ことを前面に掲げ、選挙戦を戦い抜きました。その結果、多くの民意を得て、小選挙区で 11 名、比例区では 617 万票を獲得して 17 名、計 28 名が当選し、議席は 4 倍増となりました。

2025 年も「手取りを増やす」ことが最重要の政治課題の一つであることは明らかです。国民民主党は、引き続き「103 万円の壁」の引上げ、ガソリン値下げや電気代値下げなど「手取りを増やす」政策の実現に全力で取り組みます。そのため、今後も「対決より解決」の姿勢で、政策本位で協力できる政党とは与野党を問わず連携していきます。

同時に、政策実現の推進力を増していくため、一人でも多くの仲間を増やしていかなければなりません。そのためにも、今夏の参議院議員選挙に必ず勝つという断固たる決意を持って臨みます。

【選挙対策】

国民民主党を結党した当初からの理念、国民のための政策を一人でも多くの人に伝えるとともに、一人ひとりの声を受け止め、「新しい答え」に磨きをかけていくためには、一つでも多くの地域に、一人でも多くの仲間を増やしていく必要があります。そのために、2024 年度の活動方針では「国政選挙ごとに総得票数を 2 割増やすこと」を目標として掲げました。昨年の衆院選における比例票得票数は 1.95 倍と大幅に目標を上回りましたが、この結果を一時的な風ではなく、強固なものとしなければなりません。そして、今夏の参議院議員選挙に必ず勝利しなければなりません。そのために党の資源を集中的に投入するとともに、すべての取り組みを選挙に直結させます。

複数区は当然のこと、一人区においてもできる限り公認予定候補者の擁立を図っていきます。地域事情等を勘案し、推薦の形での擁立とする場合も、政策実現の観点を最重要視します。こうした選挙区における取り組みにより、全国比例における獲得議席の最大化も図っていきます。

同時に、いつ行われるかわからない衆議院議員総選挙に備え、公認内定予定候補者の擁立を進めます。また、今春のミニ統一地方選挙に向け、地方選挙予定候補者の発掘・擁立を推し進めます。候補者公募を継続して実施するとともに、第3期こくみん政治塾やオンラインスクールなど多様な人材を呼び込むための企画を充実します。

依然として4県については未だ党所属議員がいない空白県となっています。地方自治体議員選挙でも積極的な候補者擁立を進め、空白県の解消をめざします。そのため新規の候補者擁立についてインセンティブを付与する交付金制度を実施します。連合組織内をはじめとする友好関係議員候補者への支援・協力も積極的に行い、地方自治体議員の連携の絆を拡大・強化します。

【各界交流】

党役員による全国キャラバンなどの遊説・タウンミーティング等を通じ、国民の皆様や団体との直接対話を行うことによる現場主義を徹底します。最大の支援団体である連合並びに構成組織（産別）をはじめ、これまでご支援を頂いてきた方々との連携もさらに強化していきます。各分野の業界団体、NPOなどとの積極的な対話をすすめ、強固な協力関係を構築します。こうした取り組みを通じ、それぞれが抱える諸課題に真剣に向き合い、様々な声を政府に届けるとともに、党の政策や公約に反映しつつ政策実現を図っていきます。

激変する国際情勢の中、あらゆる危機に対応するため、諸外国の政党との国際交流を促進し、信頼関係を構築していくことで、各国との関係を構築・強化を図ります。特に北朝鮮問題の解決に向け、国際社会が一致結束して行動することの重要性を関係各国に訴えます。

【政策活動/国会活動】

今後も国民のための政策実現にこだわり、国会対応や法案提出などにあたっては、政策本位で協力できる政党とは与野党を問わず連携し、「対決より解決」の姿勢を堅持します。

昨年の衆議院議員選挙の結果単独で法案提出ができる勢力となったことを受け、昨年の臨時国会では、「103万円の壁」を引き上げる「所得税減税法案」など15本の議員立法を衆議院に提出しました。今後も議員立法を積極的に提出していくとともに、国会での質疑、政府への要請、他党との実務者協議など様々な手段を駆使して、「手取りを増やす」政策をはじめ、党が掲げる政策の実現に努めてまいります。

政治とカネの問題については、国民民主党が提出した「政治資金監視委員会等設置法案」が成立するなど、一定の前進が見られました。しかし、改革はま

だ道半ばであり、当該委員会の具体化に向けた作業に取り組みます。また、国会改革や選挙制度改革についても取り組みを進め、政治に対する信頼を回復するため、与野党の垣根を超えて改革を前に進めてまいります。

「ブラック霞ヶ関」とも言われる過酷な労働環境を改善するため、国会法と両院の規則に基づく国会審議を充実させる申し合わせ等を行うとともに、あらかじめ日程を十分協議し無理のない国会運営を実現するよう国対委員長会談などで各党に働きかけを行います。

全国各地を回り、対面で多くの要望を聞いた経験を活かします。これからも国民の皆様の意見にこれまで以上に耳を傾け、WEB会議等も活用しながら、地域に根を張る都道府県連の意見も積極的に汲み取ります。併せて、連合との定期的な意見交換をはじめ、経済団体、NPOなど各界との政策協議、連携強化を一層進めます。

令和6年能登半島地震からの復興、異常気象等による自然災害等への日頃からの対策と復興にも党を挙げて全力で取り組みます。東日本大震災を決して風化させることなく、引き続き復興を国政の最重要課題の一つとして取り組んでいきます。

【男女共同参画・多様性推進】

真の男女共同参画社会と多様性社会の実現に向けて取り組みます。

働く者の立場から、雇用の場における男女差別の禁止、男女間賃金格差の是正、管理職に占める女性の割合の引き上げ、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、引き続き法改正も含めた取り組みを行います。また、連合をはじめとする関係組織との連携を強化するとともに、女性の政治参画を支援する団体や子育て支援のNPO等とも幅広く連携していきます。LGBT支援団体との交流も促進していきます。遅れている女性の政治参画については、党として掲げる「女性候補者比率35%」の達成に向け、女性候補者の擁立を強化します。党内で確認済みの「ハラスメント防止のための行動規範」に基づき、女性候補者や女性議員の選挙活動や政治活動におけるハラスメント防止対策を徹底します。育児・介護中の候補者の負担を軽減するために、ベビーシッター代の支援等、メニューを自由に選べる党独自の「カフェテリアプラン支援制度」、立候補から議会活動までを先輩議員などが伴走支援する「メンター制度」を活用してサポートを行います。

新人女性候補者の養成とネットワークづくりを目的に、引き続き女性議員ネットワーク会議を開催します。男女共同参画推進本部会議を開き、国会議員のみならず、全国の女性議員および候補者にも参画を促し課題共有を図るとともに、国会や地方自治体における活動の連携を強化します。

【組織活動】

国民民主党への注目の高まりにより、支持者・支援者の裾野が拡大しています。国民民主党は、議員だけではなく、より多くの国民の皆様の思いを背負って政策を実現していく政党として組織拡大をめざし、党の基盤である特別党員・党員・サポーターの獲得に注力します。昨年の中院選を契機に特別党員の増加は顕著であり、これまで国会周辺で開催してきた特別党員向けイベントについて、地方での開催も検討します。

地方組織については、理念や政策を共有する各級議員の結集とともに、地方選挙候補者の発掘・擁立をいっそう進め、一人も地方議員がいない空白県の解消と地方組織のさらなる強化をめざします。地方組織の財政基盤強化のためにも、本年から施行される交付金制度改革の効果を検証し、必要に応じてさらなる措置を検討します。地方での自律的な活動を強化するため、国会議員不在県の地方組織の代表者を国会議員が兼務している状態の解消を図ります。地方議員への情報共有について、引き続き情報共有基盤を活用し、全議員集会を定期的に開催します。

【国民運動】

来る参議院議員選挙を始めとする各級選挙での必勝に向けて、引き続き街頭宣伝活動などに取り組むとともに、地域での活動が円滑に進むよう、支援を行います。具体的には、「全国キャラバン」の実施など、党役員の派遣を積極的に行い、顔の見える運動を全国各地で展開していくとともに、イベント・ボランティアサイト「チームこくみんうさぎ」への活動掲載の徹底、「全国一斉ポスティング」「ポスティング強化月間」といった取り組みを行うことで、支持者・支援者が党の活動に参画できていると実感できる仕組みづくりを各都道府県連と連携の上、強化していきます。

また、所属議員の専門性を打ち出しながら、地方自治体議員と連携して現場主義を徹底的に貫くことによって、党の認知度・支持率の向上をめざします。さらに、こくみんうさぎを用いた新しいグッズ製作にも積極的に取り組み、党の認知度・支持率の向上をめざすとともに、党の財政基盤強化に努めます。

災害発生時には、募金活動やボランティア派遣など被災者に寄り添った活動を続けていきます。

引き続き、広報局・青年局とも連携を図りながら党勢拡大、支持率拡大にむけての活動をしていきます。

【青年局】

全国に広がった青年局ネットワークの力を一層引き出すために、青年局の役員体制を強化し、全国の都道府県連の青年局幹事等との連携を深めます。昨年公認化をした学生部については、引き続きガバナンスを確保しつつ、より相乗効果を発揮しやすい取り組みに向けて連携強化を図ります。学生部向けのインターンシップについては春期と夏期の計2回実施します。

YouTube番組「Go!Go!こくみん青年局」は、広報局の「GO!GO!こくみんLive」へ統合し、新しい形での情報発信・交流のための環境構築を進めます。また、若者を対象とした講演会等のイベントについても、青年局所属議員が増加したことも踏まえてより多数回の実施を目指し、若年層の党に対する認知度のさらなる向上を図ります。

【広報活動】

本年行われる各級選挙、とりわけ今夏に迫る参議院選挙に向けた広報を強化し、質・量共に充実したコンテンツを展開出来る体制づくりに着手します。具体的には、即時性の高いニュースやイベント、政策バナー、各種動画制作等について、各SNSの特性に沿った形で、時間的ロスがなく、党の戦略文脈とズレがないよう発信するため、従来の広告代理店を介すやり方ではなく、企画および発注機能を『インハウス化（外部に委託せず、党内で業務を内製化）』します。

昨年、拡散力が急拡大した党公式YouTubeチャンネルにおいては、衆院選で評価の高かったショートや切り抜き動画の党による制作に加え、支援者等が切り抜き動画などを制作しやすい仕組みを整備し、党と支援者が相乗効果を生み出すことによるネット上での拡散力最大化をめざします。

従来の、定期的なライブ配信、ライブチャットに加え、党本部所属議員および地方組織、候補予定者の協力を促し、党全体の底上げが図れる広報施策を充実させます。

オンラインとオフライン双方で党と有権者のオープンな政策起案・議論の展開を促すための『地方遊説』と『AI活用（ブロードリスニング）』を併用します。政策立案過程および、有権者とのコミュニケーション手法においても、国民民主党の「つくろう、新しい答え。」を具現化していきます。

また、党と党関係者のネット上の相乗効果を高めていくことも必須です。所属議員には「#国民民主党」関連ハッシュタグの積極活用を促すとともに、所属議員が保有するSNSアカウント、ホームページ、広報物に「国民民主党」所属であることを明記することを徹底します。

オフラインでは国民運動とも連携し、機関紙「国民民主PRESS」号外版の月1回以上の発行を継続します。購読者数の増加にともない、発送先管理の体制

強化に取り組みます。国民民主 PRESS 号外については、即時性に加え、新規層を取り込むため、親しみやすいデザインを採用し、ターゲット別の号外制作にも取り組みます。さらに、それぞれの地域ごとに活用しやすい形式となるよう、裏面などのパーツの入れ替えが可能なデザインへと改善します。

また、国民や有権者が何を求めているかについてのきめ細やかな調査分析を行い、その結果を党の広報活動を通じて可視化することによって、政策実現のスピードアップに取り組みます。

【財務活動】

党の財政状況は依然として非常に厳しく、政党交付金頼みの財政構造からの脱却を図る取り組みを引き続き進めていく必要があります。特別党員や党員の獲得、グッズ販売、寄附活動の推進などにより、党の自主財源のさらなる拡充を図ります。また、従来の支出についても例外なく見直しを行います。

同時に、政治とカネに関する国民の不信感を解消するため、引き続き政治資金規正法や政党助成法の遵守を徹底するとともに、資金の透明性を確保し、適正な運用に努めます。

2024 年度活動報告：

「給料を上げる。国を守る。」

「『正直な政治』をつらぬく。」

【選挙】

新国民民主党として3度目の国政選挙となった衆議院議員総選挙では、小選挙区候補 41 名、単独比例候補 1 名、計 42 名を公認候補として擁立し、小選挙区候補 1 名を推薦候補者として擁立し、小選挙区は 11 名、比例区は復活当選で 16 名、単独比例 1 名、計 28 名が当選しました。小選挙区得票数は 234 万 9583.745 票、得票率は 4.33%。比例区得票は 617 万 1533.489 票、得票率は 11.31%、全ブロックで議席を獲得しました。「手取りを増やす」ことを強く訴え続けたことに加え、「対決より解決」「改革中道」の一貫した姿勢で独自路線を進んだことが国民から評価をいただき、議席の4倍増を達成しました。

地方自治体選挙においても、一定の存在感を示しました。首長選挙においては、19 名を推薦して 17 名が当選しました。地方議会議員選挙においては、35 名を公認・推薦して 25 名が当選いたしました。

現実的に課題解決できる人材の育成を目的として開講した「第1期こくみん政治塾」について 540 名の塾生の内、195 名から卒業論文の提出があり、89 名に卒業認定を行いました。「第2期こくみん政治塾」については6月に開講し、入塾審査で絞った 240 名を対象に12月まで計6回の講義を行いました。

【各界交流】

連合をはじめとする支援団体や地方組織、さらには各種業界団体と密に連携を取りながら、党内で定期的に意見交換会を開催しました。衆議院総選挙での躍進を受け、在日外国公館との交流も増えたことから、党の立場を国際的に発信する機会も増えました。こうした一連の情報交流を通じて、国民民主党の政策や理念の周知を図るとともに、与党との粘り強い交渉によって現場の声や具体的な課題を政策に反映させることができました。各議員はこれらの課題や要望を国会での質疑や他党との協議において積極的に取り上げ、政策実現に向けて取り組みました。

【政策活動/国会活動】

昨年の衆議院議員選挙では、「手取りを増やす。」をキャッチフレーズに、「給料・年金が上がる経済を実現」「自分の国は自分で守る」「人づくりこそ、

国づくり」「正直な政治をつらぬく」を4本柱に据えた公約をとりまとめ、訴えを展開しました。

国会においても手取りを増やす経済政策を中心に、国民のためになる政策を掲げ、政策本位の姿勢で臨みました。

通常国会では、政労使会議の開催を先導するとともに、「中小企業・非正規賃上げ応援10策」等を提案しました。その結果、2024年春闘での賃上げ額が30年ぶりの高い水準を達成することができました。その他、ヤングケアラーの支援対象明文化やセキュリティークリアランス制度を盛り込んだ「重要経済安保情報保護法」が成立するなど、我が党が訴えた政策が実現して参りました。

臨時国会では、与党と粘り強く協議を続け、「いわゆる『103万円の壁』は国民民主党が主張する178万円を目指して、来年から引き上げる」「いわゆる『ガソリンの暫定税率』は、廃止する」として合意しました。これまで30年間動かなかった年収の壁が動くこととなり、公党として大きな役割を果たすことができました。

シン・トリガー条項凍結解除法案、外国人土地取得規制法案、ダブルケアラ一支援法案、再エネ賦課金徴収停止法案、教育国債法案、被災者生活再建支援法改正法案、学校給食無償化法案など、我が党が一貫主張している政策だけでなく、時の情勢に応じた政策を法案として提出し、議論をリードしました。

国民民主党が他党と連携して提出した政策活動費廃止法案、政治資金監視委員会法案がそれぞれ成立した他、調査研究広報滞在費(旧文通費)の改革が実現するなど、「正直な政治をつらぬく」取り組みに大きく貢献しました。また、参議院においては野党と連携をして政治倫理審査会開会を要求した結果、史上初めて実質的な開会を実現することができました。党首討論では与野党と交渉の末、開会時間を大幅に延伸し、より踏み込んだ議論を行う環境を整えました。

【男女共同参画・多様性推進】

男女共同参画推進本部会議を開催し、各関連団体からクォータ制や同性婚などに関する要望をお聞きするとともに意見交換を行いました。また、男女共同参画の観点から能登半島地震における災害対応や、2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関するヒアリングを担当省庁から行いました。加えて、男女共同参画に関する各種団体のイベントに役員が出席しました。

政党におけるクォータ制導入や、候補者人材の公募、団体等との連携による女性候補者の発掘、出産・子育て中でも候補者や議員として活動を続けられる環境の整備など課題は山積しています。女性議員の育成も視野に、男女共同参

画推進本部会議では、地方自治体議員や国政選挙に向けて準備を進める各支部長にも会議参加を促進しました。

衆院選においては、28名が当選しましたが、うち女性は6名であり、女性当選者の比率は21.4%でした。

【組織活動・財務】

財政状況が逼迫している中、経費節減に一層努めるとともに、党勢拡大に資する資金配分を行うため、国政選挙公認内定予定候補者向けの交付金に加え、国会議員向けの交付金についても、党员・サポーターの獲得数に応じた資金配分を行う制度を構築しました。

収入面では、クレジットカード決済を導入するなど手続きの改善を行ったことなどにより、寄附が大幅に増加しました。また、特別党员向けの月1回程度のイベントなど、党本部レベルでのイベントの改善・充実を行い、特別党员の大幅増に繋がりました。

特別党员・党员・サポーター・ファンをはじめとする支持者・支援者とのつながりを深めるため、メールマガジンの配信や、特別党员・党员・サポーター会議を実施しました。

地方組織については、地方議員への情報共有について、都道府県連経由のメールによる方法に加え、情報共有基盤を整備し、全議員集会を定期的に開催することで、地方議員との連携を緊密にしました。

【国民運動】

支持者・支援者を巻き込んだ「全国一斉ポスティング」「ポスティング強化月間」や資金集めではなく交流を目的とする「BBQ交流会」といった取り組みを通じて、各地方での認知度向上・党勢拡大に取り組みました。

こくみんうさぎを用いた新しい党公式グッズ製作に積極的に取り組み、「ぬいぐるみキーホルダー」「ハンカチ」「ボールペン」「うちわ」といった商品の販売を新たに開始しました。党への注目の高まりに加え、地方組織・友好団体への販売チャネル確立、商品数の増加により、年間の売上額は前年比約169%となり、急増しました。

令和6年能登半島地震被災者支援募金など、被災者支援に取り組みました。

【青年局】

2024年1月に国民民主党学生部を公認化しました。初年度はガバナンス強化の年と位置付け、党本部と学生部本部、都道府県連と学生部地域支部間の連携体制確立や、各種ガイドラインの実効性確保に力を入れました。また、学生部

対象の夏期インターンシップを初開催し、参加した学生部員による政策提言の内容（特定扶養控除の基準額（103万円）引上げをはじめ、いわゆる「103万円の壁」の引き上げ）を党公約に反映するなどの成果につながりました。また、前年に引き続き YouTube 番組「Go!Go!こくみん青年局」や、若者を対象とした講演会等のイベントへの議員派遣による情報発信に取り組みました。2024年10月の衆議院総選挙で多くの新人議員が当選し、青年局所属国会議員は5名から19名に増加しました。これを受け、新人議員へのサポートを目的としてオンライン相談会の開催およびメンター制度を導入し、きめ細やかなサポート体制の構築に取り組みました。

【広報活動】

2024年は、活動方針に基づき SNS 対策に力を入れました。10月の衆院選では、①分かりやすく具体的な政策 ②差別化された政治姿勢 ③これまでにないターゲット設定 を念頭に、ショート動画の戦略的な制作・投稿に注力しました。その結果、国民民主党及び「手取りを増やす」政策が大きく注目され、SNS 各種投稿のインプレッション、エンゲージメント及びフォロワー数が大幅に伸びました。（例：昨年同時期の X のフォロワー数は約 6.3 万人であったのが、現時点で約 11.2 万人（1月10日現在））

衆院選を契機として、X や YouTube のアカウントを、他党と比べて遜色ない影響力を持つものに成長させることができました。

党公式ホームページについては訪問者が利用しやすいページとなるよう適宜改善し、政策や選挙スケジュールをはじめ、候補者情報等を継続的に発信しました。衆院選を経て、ホームページの表示回数が前年比で約 4 倍、平均滞在時間も増加しました。（2024年：727万 PV、2023年：178万 PV）

YouTube においては、政策の解説動画や記者会見の生中継、「GoGo!こくみん LIVE」の定期的な配信に加え、親しみやすい内容のショート動画を定期的に投稿しました。政治に関心がない有権者にも関心を持ってもらえるよう、代表や幹事長をはじめとした議員の人柄を伝える動画の発信に注力しました。また、選挙期間中には代表・幹事長のライブ配信（ライブチャット）を複数回実施し、ほぼ全ての配信で 2 万人以上の同時接続（国内ライブ配信ではトップクラス）を達成しました。衆院選後も党に注目が集まる中、法案提出や与党との協議後の会見の様子を即時配信することで、有権者にタイムリーな情報を届けるよう努めました。

【近年のYouTube再生回数・再生時間・新規登録者数】

年	再生回数	再生時間	新規登録者数	登録者数
2024年	6,266.4万回	471.1万時間	19.4万人	23万人
2023年	287.7万回	35.8万時間	1.5万人	3.5万人
2022年	3,913.8万回	36.6万時間	0.69万人	2.0万人

既存のSNSにおいては特にX（旧Twitter）での発信に力を入れ、従来の国会質疑情報やメディア出演情報の告知、政策情報のほか、政策等の意見募集を複数回実施し、“見ているだけ、聞いているだけ”ではなく、参画を促しました。また、党に注目が集まった選挙期間以降は、X上で常に国民民主党や「103万円の壁」関連の話題がトレンド入りするなど、オンライン上で存在感を示し続けたことから、フォロワー数は1年間で約5万人増加し、約11.2万人となりました。（2025年1月10日時点）

他のSNSについても、YouTubeで配信した動画をInstagramのリール動画で上げたり、街頭演説会の告知をLINEで行ったりするなど、各サービスの特性を踏まえた活用を進め、各種SNSでの着実なフォロワー数増加につなげました。また、支援者等が切り抜き動画を制作しやすいよう、専用ストレージへの素材アップロードを積極的に行いました。

隔月発行の機関紙「国民民主プレス」は選挙後に申し込み部数が増加しました。前年に開始した読者プレゼント企画は好評で、毎号多くの応募が集まっています。さらに、国民民主PRESS号外を月に1回以上発行し、オンライン、オフライン両軸で国会活動や政策のアピールを行いました。時宜にかなった発信を行った結果、ボランティアの積極的な協力を得ることに成功し、全国的なポスティング活動につながりました。

組織的な取り組みとしては、衆議院総選挙に向けた広報企画チームを立ち上げ、党の取り組みを一言で表した「手取りを増やす」を前面に、ポスターやビラなどオフラインの手段とSNSやweb広告などオンラインの手段を併用した選挙広報を行い、党の政治姿勢や政策と連動して有権者の共感を得ることに成功しました。

2024年度決算(仮)・2025年度予算

(単位：百万円)

項目		2024年度 予算	2024年度 決算	2025年度 予算	
収入の部	党費・会費・事業収入	46	68	61	
	寄附	4	40	30	
	政党交付金	1,119	1,263	1,977	
	その他収入(立法事務費含む)	119	146	390	
	借入金	0	0	150	
	当期収入合計	1,288	1,517	2,458	
	前年度からの繰越額	1,066	1,065	636	
	収入合計	2,354	2,582	3,244	
支出の部	経常経費	人件費	140	117	150
		備品消耗費・雑費	10	5	20
		事務所費	38	37	38
		その他経費	5	0	5
		経常経費合計	193	159	213
	政治活動費	広報宣伝費	40	23	90
		大会費	15	13	15
		会議費	10	1	10
		旅費交通費	30	20	30
		調査研究費	20	16	20
		寄附金・交付金	896	806	1,013
		その他の経費(予備費など)	50	14	50
		政治活動費合計	1,061	893	1,228
		選挙対策費	800	894	831
		選挙対策等積立金	300	636	822
		借入金返済	0	0	150
	支出合計	2,354	2,582	3,244	

※1 2025年度予算の政党交付金及び立法事務費は1月1日基準により算定した額。

※2 四捨五入をした結果、合計が合わない場合がある。

2020年9月15日制定
2021年1月27日改正
2023年2月8日改正
2024年7月24日改正
2024年12月11日改正

国民民主党規約

第1章 総則

第1条 (名称)

1. 本党は、国民民主党と称する。

第2条 (主たる事務所)

1. 本党の主たる事務所は、東京都に置く。

第3条 (目的)

1. 本党は、国民民主党綱領及びそれに基づく政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 党員等

第4条 (党員)

1. 本党の党員は、党綱領及びそれに基づく政策に賛同する18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。
2. 党員は、本規約及び党の諸規定の定めるところにより、総支部及び都道府県総支部連合会（以下「県連」と言う。）等を通じて、党の運営と活動及び政策等の決定に参画する。
3. 登録された党員は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員及びサポーターの投票（以下「党員投票」と言う。）が実施される場合の投票権を有する。
4. 党員は、所定の党費を納めなければならない。
5. 党員の入党手続き、登録及び党費の納入等については、組織規則で別に定める。
6. 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て、総務会の承認を得ることを要する。なお、当該国会議員が政党助成法の届出の基準日までの間に入党しようとするときは、総務会が承認した場合、第7条第3項に規定する党所属国会議員と認める。

第5条 (離党)

1. 党員の離党の手続きは、組織規則で別に定める。
2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、総務会の承認を得ることを要する。

第6条 (サポーター)

1. 地域において、本党又は本党所属の国会議員、地方自治体議員及びこれらの候補者等を支援する 18 歳以上の個人（在外邦人及び在日外国人を含む。）で、定められた会費を拠出し、登録した者（党員を除く。）をサポーターとする。
2. サポーターは、登録する総支部及び県連の定めるところにより、総支部及び県連等を通じて党の活動に参画することができる。
3. 第 4 項に定める手続きを経て本部に登録されたサポーターで日本国民である者は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員投票が実施される場合の投票権を有する。
4. サポーターの登録及び会費の納入等については、組織規則で別に定める。

第 3 章 議決機関

第 7 条（党大会）

1. 本党の最高議決機関を党大会とする。
2. 党大会は、綱領及び規約の改正、年間活動計画、予算及び決算、その他本規約に定める事項並びに総務会が特に重要であるとして決した事項を、審議し決定する。
3. 党大会は、党所属国会議員（党籍を有し、政党助成法の届出において本党に所属している者を言う。以下、本規約及び各規則において同じ。）及び総務会が定める基準により県連ごとに選定された代議員等によって構成する。
4. 党大会は、代表が招集する。
5. 代表は、毎年 1 回、定期党大会を招集しなければならない。定期党大会は、1 月に招集することを通例とする。
6. 代表は、総務会の承認を得て、必要に応じて臨時党大会を招集することができる。
7. 代表は、両院議員総会が議決によって要請した場合には、45 日以内に臨時党大会を招集しなければならない。ただし、その間に定期党大会が招集された場合はその限りでない。
8. 党大会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。
9. 党大会の構成及び運営等に関し必要な事項は、総務会が定める。

第 8 条（両院議員総会）

1. 党大会に次ぐ党の議決機関を両院議員総会とし、党所属国会議員をもって構成する。
2. 両院議員総会は、本規約に定める事項及び総務会が特に必要であると決した事項を審議し決定する。特に緊急を要するとして代表又は総務会が提起した事項については、両院議員総会の議決をもって党大会の議決に代えることができる。
3. 両院議員総会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。
4. 党大会の議決に代えた両院議員総会の議決は、その後に初めて開かれる党大会に報告し、承認を得なければならない。
5. 両院議員総会は、代表の要請により、両院議員総会長が招集する。

6. 前項の規定にかかわらず、両院議員総会長は、党所属国会議員の3分の1以上の要請があった場合には、10日以内に両院議員総会を招集しなければならない。
7. 両院議員総会長は、両院議員総会で選出する。
8. 両院議員総会長は、党に所属しない国会議員で会派をともにする者その他必要と認める者を、オブザーバーとして両院議員総会に出席させることができる。
9. 両院議員総会は、両院議員総会長が議事を進行し、その運営について特に必要な場合には、幹事長の提案を受けて両院議員総会が決定する。
10. 第2項における審議事項について、代表が特に地域組織に関わる重要事項と判断する場合は、第43条に定める全国幹事会との合同会議において審議することができる。

第9条（総務会）

1. 本党に、党運営に関する重要事項を議決する機関として、総務会を設置することができる。
2. 総務会長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
3. 総務会長は総務会を招集し、議長としてその運営にあたる。
4. 総務会は、次の各号に定める規則その他本規約を執行するために必要な規則の制定及び改廃、その他党務執行に関し本規約に定める事項並びに党運営に関する重要事項を審議し、承認又は決定する。
 - 一、組織規則
 - 二、代表選挙規則
 - 三、倫理規則
5. 総務会は、第11条第1項第三号に定めるところにより、執行役員会の要請に基づき、特に重要な政策について審議を行い、議決することができる。
6. 総務会は総務会長の他、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他代表が必要と判断して指名した者で構成する。
7. 総務会は、都道府県連の地方幹事の中からブロックごとに互選されたブロック代表幹事11名及び、第30条第1項及び第2項に定める地方自治体議員団・組織の代表者3名以内に総務会への出席を求め、意見を聞くことができる。
8. 第6項に定める総務の任期は、第12条第9項の定めにかかわらず、代表が自らの任期内で定める期間とする。
9. 総務会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。
10. 代表は、総務会を構成する者を選任するにあたっては、男女共同参画推進の視点をもってこれを行う。

第10条（政務調査会）

1. 本党に、代表及び幹事長の下、政策の調査研究、立案のため、政務調査会を置く

2. 政務調査会は、国会議員及び代表が特に委嘱した学識経験者及び地方議員等をもって構成する。
3. 政務調査会長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。政務調査会長は政務調査会の運営にあたる。
4. 政務調査会長は、政務調査会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。
5. 政務調査会長は、その下に、政策活動に資するため各種法人及び諸団体と交流する活動を統括する部局を置くことができる。この場合、当該部局の活動については、幹事長の下、選挙対策委員長と連携し、政務調査会長が所管する。
6. 政務調査会に、予算、閣法、条約、議員立法等、国会にかかる議案について、審議を行い、決定するため、政調全体会議を置く。
7. 政調全体会議は、党所属議員、及び、党に所属しない国会議員で会派をともにする者で構成し、政務調査会長が議長としてその運営に当たる。
8. 党の政策決定手続きは、代表が発議し、総務会で定める。
9. 政務調査会長は、政務調査会を運営するにあたり、広く地域組織、地方自治体議員、党員・サポーターの意見を聞くよう努め、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。

第4章 執行機関会議

第11条（執行役員会）

1. 本党に、次の各号に定める役割を担うため、執行役員会を設置することができる。
 - 一、国会対策の執行に関する事項を審議し決定する。
 - 二、党大会で決定した活動方針等に基づいて党務執行に関する方針を定め、本規約に定める事項、その他党務執行の重要事項について協議、調整し、必要に応じて総務会等の承認又は決定を求める。
 - 三、重要な党の政策に関して、第10条第8項において総務会の定める政策決定手続きに基づき、協議、調整する。特に重要な政策の決定について執行役員会が必要と判断する場合には、総務会の審議及び議決を求めることができる。
 - 四、その他党運営全般に関して総合調整を行う。
2. 執行役員会は、代表、代表代行、幹事長、参議院議員会長及びその他代表が必要であると判断し指名した役員で構成する。ただし、審議する内容に応じて、その他必要な役職者の出席を求め、報告及び提案を受けることができる。
3. 執行役員会は、代表が主宰し、幹事長が運営する。

第5章 党務機関

第12条（代表）

1. 本党に、代表を置く。
2. 代表は、党を代表する最高責任者として、党務全般を統括する。

3. 代表の任期は、就任した年から3年後の9月末日までとし、重ねて就任することができるものとする。任期満了に伴う新たな代表の選出をもって任期は終了するものとし、任期内に新たな代表が選出されない場合、両院議員総会の承認を得て、新たな代表が選出されるまで、従来の代表がその任にあたるものとする。
4. 任期満了に伴う代表の選出は、県連を通じて本部に登録された党員及びサポーターで日本国民である者、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む。以下同じ。）並びに所属国会議員による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。
5. 任期途中で代表が欠けた場合で、政治情勢等を勘案して党員投票を実施するための相当な期間を確保することが可能であると総務会が判断し、両院議員総会が承認するときは、前項の規定による選挙で、新たな代表を選出する。この場合、新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌々年の9月末日までとする。
6. 任期途中で代表が欠けた場合で、総務会が、政治情勢等を勘案して党員投票を実施するための相当な期間を確保することができないと判断し両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づき、臨時党大会において代表を選出する。総務会が、政治情勢等を勘案して特に必要があると判断し、両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づく選挙によらず、両院議員総会において代表を選出することができる。
7. 前項に基づいて新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌年の9月末日までとする。
8. 代表選挙の立候補者が1人である場合には、党大会又は両院議員総会における承認をもって、選挙に代える。
9. 本規約に定める役員及び役職者等の任期は、代表の任期に従うものとする。ただし、任期途中で代表が欠けた場合又は任期内に新たな代表が選出されない場合には、新たな代表が選出されるまでとする。新たな代表が選出されたことにともなう新たな役員又は役職者等が直ちに選任されない場合、新たな役員又は役職者等が選任されるまで、新たな代表の下で従前の役員又は役職者等が必要最小限の範囲でその任にあたる。
10. 代表選挙における各有権者の投票権の行使方法、その他代表選挙の実施方法等については、代表選挙規則で別に定める。
11. 党大会において代議員の2分の1以上の賛成がある場合には、代表はその任を解かれる。この代表は次の代表選挙に立候補することができ、この選挙で再任された場合には残りの任期の間、代表解任の発議の対象にならないものとする。
12. 代表が任期中に欠けた場合あるいは代表に事故がある場合、新たに代表が選出されるまでの間、総務会の承認を得て予め代表が定めた代行者が代表の職務を担う。なお、代表の残りの任期が3カ月に満たない場合、残りの任期をその代行者が代表の職務を担う。

第13条（代表代行）

1. 本党に、代表代行若干名を置くことができる。
2. 代表代行は、代表を補佐し、その指示に基づき代表の職務の一部を代行して党務を遂行

する。

3. 代表代行は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
4. 代表が一時的にその職務を行うことができないときは、代表代行が代表の権限及び職務を代行するものとする。

第14条（副代表）

1. 本党に、副代表若干名を置くことができる。
2. 副代表は、代表を補佐し、その指示又は幹事長の要請に基づき党務を遂行する。
3. 副代表は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

第15条（幹事長）

1. 本党に、幹事長を置く。
2. 幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。
3. 幹事長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
4. 幹事長は、幹事長の下に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。
5. 幹事長は、必要に応じ、党役員及び役職者等の連絡及び調整のための会議を招集することができる。
6. 幹事長は、党務全般を統括するにあたり、広く地域組織、地方自治体議員、党員・サポーターの意見を聞くよう努め、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。

第16条（選挙対策委員長）

1. 本党に、代表及び幹事長の下、党の公職の候補者の擁立及び選定に向けた作業並びに選挙対策活動を統括する選挙対策委員会を置く。
2. 選挙対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。選挙対策委員長は選挙対策委員会の運営にあたる。
3. 選挙対策委員長は、総務会の承認を得て、必要な役職者を選任することができる。

第17条（国会対策委員長）

1. 本党に、代表及び幹事長の下、党の国会対策活動を統括し、国会活動を遂行する国会対策委員会を置く。
2. 国会対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。国会対策委員長は国会対策委員会の運営にあたる。
3. 国会対策委員長は、国会対策委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

第18条（組織委員長）

1. 本党に、代表及び幹事長の下、選挙対策委員会と連携して、党の地域組織等を管理するとともに、党の組織活動を統括する組織委員会を置く。

2. 組織委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。組織委員長は組織委員会の運営にあたる。
3. 組織委員長は、組織委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

第19条（参議院役員）

1. 本党に、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他必要な参議院役員を置く。
2. 参議院役員は、参議院内における党の国会活動を遂行する。
3. 参議院役員の選任については別に定めるところによることとし、役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。

第20条（その他の党務執行機関）

1. 代表は、必要と判断する場合、本章に定めるもののほか、党務の執行に必要な機関及び長を置くことができる。
2. 前項の執行機関の長は、幹事長の承認を得て、当該執行機関の下に、必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

第21条（候補者選定手続き及び決定機関）

1. 国会議員選挙並びに都道府県及び政令指定都市の長の選挙における候補者の公認又は推薦等、衆議院議員選挙における比例代表名簿の登載順位及び国会議員選挙における比例代表選挙の名簿記載順位は、選挙対策委員長が発議し、総務会が決定する。
2. その他の公職の候補者の公認又は推薦等は、選挙対策委員長が発議し、総務会が決定する。
3. 選挙対策委員長は、総務会の承認を得て、前項の公認又は推薦権の一部を県連に委任することができる。
4. 総務会は、公職の候補者の公認又は推薦について必要があると判断する場合は、前項に基づく委任の場合を含めて、決定を取り消すことができる。

第22条（総合選挙対策本部）

1. 本党に、各種選挙の運動を総合的かつ強力に推進するため、総合選挙対策本部を設置する。
2. 総合選挙対策本部は、代表が本部長を、幹事長が事務総長を、選挙対策委員長が事務局長を、それぞれ務める。
3. 代表は、総合選挙対策本部に、総合選挙対策本部役員会その他必要な部局を設置し、必要な役職者を選任するとともに、総合選挙対策本部役員会の構成員を指名することができる。
4. 国政選挙及び執行役員会が特に指定する選挙に係る活動については、総合選挙対策本部役員会の決定に基づき、総合選挙対策本部が執行する。

5. 総合選挙対策本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

第23条（男女共同参画推進本部）

1. 本党は、男女共同参画社会の実現を目指し、公職の候補者の擁立をはじめとする党の運営及び活動について、両性のバランスのとれた参画の機会が保障されるよう努める。
2. 本党に、男女共同参画推進本部長を置き、その下に男女共同参画推進本部を設置する。
3. 男女共同参画推進本部は、本部長の下、党内外において男女共同参画を推進するための党の活動を統括するとともに、党運営における男女共同参画の推進に関する提言を幹事長に、男女共同参画を推進するための政策を政務調査会長に、それぞれ提言することができる。この場合、幹事長及び政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。
4. 男女共同参画推進本部長は、代表が選任する。
5. 男女共同参画推進本部長は、幹事長の承認を得て、男女共同参画推進本部の下に必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
6. 男女共同参画推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

第24条（政治改革推進本部）

1. 本党に、政治改革推進本部長を置き、その下に政治改革推進本部を設置する。
2. 政治改革推進本部は、本部長の下、政治改革を推進するための党活動を統括するとともに、政治改革に関する特に重要な政策として執行役員会の指定する事項について、評議し決定する。
3. 政治改革推進本部は、党所属国会議員全員を構成員とし、政治改革推進本部長は、国会議員の中から、代表が選任する。
4. 政治改革推進本部長は、幹事長の承認に基づき、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
5. 政治改革推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

第25条（臨時の本部）

1. 幹事長は、前3条のほか、本党が全党をあげて取り組む重要事項に関し、臨時の本部を設けることができる。
2. 設置する本部の長は、国会議員の中から、幹事長が選任する。
3. 本部の長は、幹事長の承認を得て、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
4. 臨時に設置する本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

第26条（シンクタンク）

1. 代表は本党に、総務会の承認を得て、特に必要な政策について代表が選任し委託する有識者等による調査業務のため、代表が長を務める組織を置くことができる。政務調査会

長はこの組織の長を補佐し代行する。

2. 前項の組織の調査業務の成果は定期的に総務会に報告するものとし、また成果物は党に帰属するものとする。なお、本組織運営細則については別にこれを定める。

第6章 議員団等

第27条（衆議院議員団）

1. 衆議院における党所属国会議員団は、その運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。

第28条（参議院議員団）

1. 参議院における党所属国会議員団は、第19条に定める参議院役員のほか、議員団の運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。

第29条（共同会派等）

1. 代表は、両院議員総会の承認を得て、国会において、党に所属しない国会議員を含む共同会派を結成することができる。
2. 党所属国会議員の前項の共同会派役員への就任及び衆参各議院の役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。
3. 前2条の議員団の会議には、共同会派に属する党に所属しない国会議員を参加させることができる。

第30条（地方自治体議員団等）

1. 本党に、党所属の地方自治体議員による議員団を置くことができる。
2. 本党に、前項の議員団とは独立して党所属の女性地方自治体議員による議員団及び党所属の青年議員等による青年組織を置くことができる。
3. 前2項による組織が設置された場合、当該組織は、その決定に基づき、幹事長に対して党運営について、政務調査会長に対して政策について、それぞれ提言することができる。
4. 前項に基づく提言がなされた場合、幹事長又は政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。
5. 第1項及び第2項による組織の運営は、その名称、党に属しない者の参加の是非などを含め、原則としてその自主性に委ねるものとし、その設置及び運営等に関する基本的手続きは、組織委員長が発議し、総務会が定める。
6. 本条に規定する組織の事務は、特に幹事長が指定する場合を除き、組織委員会が所管する。

第7章 特別機関

第31条（諮問機関）

1. 本党に、党内外の有識者等による諮問機関を置くことができる。

2. 諮問機関は、代表又は執行機関等の諮問により、党の重要問題について審議し、答申又は意見具申等を行う。
3. 幹事長は、幹事長が指定する部局に、諮問機関の事務局を置くことができる。

第32条（顧問等）

1. 代表は、両院議員総会の承認を得て、国会議員の中から常任顧問を委嘱することができる。
2. 代表は、最高顧問及び顧問を委嘱することができる。
3. 最高顧問及び顧問は、代表又は執行機関等の諮問に応じて、意見具申を行うことができる。

第33条（代表選挙管理委員会）

1. 本党に、代表選挙に関する事務を担うため、代表選挙管理委員会を設置する。
2. 代表選挙管理委員長及び委員若干名は、代表選挙規則に基づき、国会議員の中から総務会が選任する。
3. 代表選挙管理委員会の構成、運営等は、代表選挙規則において定める。

第34条（倫理委員会）

1. 本党に、諮問機関として、倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員長及び委員若干名は、倫理規則に基づき、党内外から総務会が決定し、代表が委嘱する。
3. 代表は、前項に定める委員長及び委員の委嘱について、幹事長に委任することができる。
4. 倫理委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断に基づいて、総務会に対し、党員の倫理遵守に関して意見を述べることができる。

第35条（ハラスメント対策委員会）

1. 本党に、ハラスメント対策委員会を置く。
2. ハラスメント対策委員長は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。ハラスメント対策委員長はハラスメント対策委員会の運営にあたる。
3. ハラスメント対策委員会に必要な役職者を選任することができる。
4. ハラスメントの未然防止と発生した場合の対処に関して必要な事項は別に定める。

第36条（会計監査等）

1. 本党に常任監査1名及び会計監査若干名を置く。
2. 常任監査は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。常任監査は、日常的な党の経理を監査するとともに、党大会に提出される決算を監査する。
3. 会計監査は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。会計監査は、常任

監査と協議して党の経理を適宜監査するとともに、常任監査とともに党大会に提出される決算を監査する。

4. 常任監査は、会計監査と協議し、常任監査及び会計監査の職務を補助させるため外部の専門家を委嘱することができる。
5. 代表は、第2項及び第3項に定める常任監査及び会計監査の選任について、幹事長に委任することができる。

第8章 総支部

第37条（総支部）

1. 党員の基本組織として、衆議院議員選挙の小選挙区を単位とする総支部を置く。
2. 前項の規定にかかわらず、小選挙区と重複立候補する者を除く比例代表選出衆議院議員及びその公認候補予定者並びに参議院議員及びその公認候補予定者の活動を支える党員組織として、総支部を設けることができる。
3. 総支部は、いずれかの県連に所属するものとする。
4. 総支部長は、原則として党所属国会議員又は国政選挙の公認候補予定者が務める。ただし都道府県連及び党本部が認める場合は地方自治体議員等から選任することができる。任期は、当該国政選挙が行われた日から相当な期間が経過した日までとする。その期間は、当該国政選挙が行われた後に、組織委員長が発議し、総務会が定める。
5. 第1項に定める衆議院小選挙区総支部において、総支部長がその資格を喪失した場合、新たに総支部長を選任するまでの間は暫定総支部長を置く。暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者又は当該県連所属の国会議員が務める。
6. 前項の場合、総支部長代行を置くことができる。
7. 総支部長、暫定総支部長、暫定総支部の総支部長代行（以下「総支部長等」と言う。）の任期及び交代、その他総支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
8. 総支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

第38条（都道府県連）

1. 各都道府県に、県連（都道府県総支部連合会）を置く。
2. 県連は、当該都道府県下の総支部及び行政区支部等で構成する。
3. 県連に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
4. 県連は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

第39条（行政区支部及び任意組織）

1. 総支部は、組織委員長が承認する場合、行政区支部を設けることができる。
2. 行政区支部設置の基準等、行政区支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
3. 行政区支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。
4. 県連又は総支部は、必要に応じて地域又は職域を単位とする任意の組織を置くことができる。

第 40 条（地域政党）

1. 政策・理念・活動方針等を含め本党との協調・連携関係を確認できる地域政党（地域の政治団体）等については、運営に関する支援を行うことができるとともに、その運営に関して、調整と合意に基づいて連携することができる。

第 41 条（県連及び総支部等の設置及び廃止等）

1. 県連及び総支部の設置及び廃止並びに総支部長の選任には、組織委員長の承認を要する。行政区支部の設置及び廃止、並びに行政区支部長の選任には、組織委員長の承認を要する。
2. 組織委員長は、一部又は全部の行政区支部について、その設置及び廃止並びに行政区支部長の選任を県連に委任することができる。
3. 幹事長は、特に必要と判断する場合、前項に基づく委任の場合を含め、総務会の承認を得て、県連、総支部又は行政区支部の廃止、あるいはこれらの長の解任及び選任に必要な措置を講ずることができる。
4. 県連、総支部及び行政区支部の設立、異動及び解散に関する必要な事項については、組織規則で別に定める。

第 42 条（ブロック協議会）

1. 各県連間の連携を図り、広域的な地域活動を進めるとともに、地域における国会議員等の交流を促進するため、衆議院比例ブロックごとにブロック協議会を設置する（1 ブロックに複数府県があるブロックに限る）。
2. ブロック協議会は、第 43 条第 5 項に定めるブロック代表幹事の主催のもとで定例開催する。
3. ブロック協議会に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。

第 43 条（全国幹事会等）

1. 各県連は、所属する地方自治体議員等の県連の役職者の中から、地方幹事、政策責任者及び選挙対策責任者を選出し、組織委員会に登録する。
2. 代表、幹事長、組織委員長、政務調査会長又は選挙対策委員長は、党が当面する焦点課題、地域組織にも幅広く影響する重要事項について判断する場合、必要に応じて事前に又は緊急を要する場合は事後に、地方幹事及び第 30 条第 1 項及び第 2 項に定める地方自治体議員団・組織の役員による全国幹事会、政策責任者による全国政策責任者会議又は選挙対策責任者による全国選挙対策会議を招集し、地域組織の意見を聞くよう努めなければならない。
3. 前項の会議が開催された場合、各執行機関は、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。
4. 県連は、第 2 項の各会議に、県連代表者の指名する代理を出席させることができる。
5. 衆議院比例ブロックごとに、当該都道府県の地方幹事の互選によってブロック代表幹事

を選出する。

6. ブロック代表幹事は、第 42 条に定めるブロック協議会を定例開催する。
7. ブロック代表幹事は、公務が重複する場合等はブロック内の地方幹事から代表幹事代理を指名しその職務の遂行を求めることができる。

第 9 章 倫理

第 44 条（倫理の遵守）

1. 党員は、政治倫理に反する行為・言動、党の名誉及び信頼を傷つける行為・言動、重要事項に対する総務会決定などの党議に反する行為・言動並びに本規約及び党の諸規定に違反する行為・言動を行ってはならない。
2. 党員が前項に違反した場合、所属する県連の執行機関が、当該党員の行為・言動について速やかに調査を行い、その結果に基づき、倫理規則に従って必要な執行上の措置を行う。
3. 第 1 項に違反した党員が、国会議員又は国会議員選挙の候補予定者である場合あるいはかつて国会議員であった者である場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、前項の規定にかかわらず倫理規則に基づき幹事長が、当該党員の行為・言動について速やかに調査を行い、その結果に応じ総務会の承認を得て、次の各号に掲げる必要な執行上の措置を行う。
 - 一、幹事長による注意
 - 二、総務会名による嚴重注意
 - 三、党の役職の一定期間内の停止又は解任
 - 四、党公認又は推薦等の取り消し（国政選挙の比例名簿からの登録抹消を含む。）
 - 五、公職の辞職勧告
4. 当該党員の行為・言動が、党の綱領、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、国会議員又は国政選挙の候補予定者である党員あるいはかつて国会議員であった党員の場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、幹事長の発議に基づき総務会が、その他の党員の場合は所属する県連等の執行機関が、倫理委員会又は県連の相当する諮問機関に事前又はやむを得ない場合は事後に諮った上で、次の各号に掲げる処分を決定する。
 - 一、党員資格停止
 - 二、離党勧告
 - 三、除籍
5. 第 3 項の措置及び第 4 項の処分は、重ねて行うことができる。

第 45 条（倫理規則）

1. 党員の倫理の遵守、倫理委員会の設置及び党員の権利擁護等に関して必要な事項は、倫理規則で別に定める。

第10章 会計及び予算等

第46条（党財政）

1. 本党の経費は、党費、寄附、事業収入及び政党交付金その他の収入をもって充てる。

第47条（予算）

1. 本党の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、幹事長は、総務会の承認を得て毎年度の予算を編成し、党大会の承認を得なければならない。

第48条（決算）

1. 幹事長は、会計年度毎に決算報告を作成し、常任監査及び会計監査の監査を受けた上で、党大会の承認を得なければならない。

第49条（政治資金の透明化）

1. 本党は、政治倫理の確立を目指し、取り扱う政治資金について最大限の透明化に努めるものとする。

第11章 党本部事務局

第50条（党本部事務局）

1. 本党の業務を遂行するために、幹事長の下に党本部事務局を設け、必要な職員を置く。
2. 党本部事務局の服務に関する事項は、別に事務局規程で定める。
- 3.

附則

第1条（規約の発効）

1. 本規約は、決定と同時に発効する。

第2条

1. 第9条第1項に基づく「総務会」が設置されていない場合は、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条第4項、第5項、第10条から第12条、第16条、第21条、第26条、第30条、第33条、第34条、第37条、第41条、第44条、第47条にある「総務会」を「両院議員総会」と読み替える。